

## 2 依頼、連絡事項について（目次）

No.	各種依頼、連絡事項	掲載ページ	担当課	部
1	選挙管理委員会委員及び補充員の候補者の推薦依頼について	9	総務課 TEL576-1698	総務部
2	選挙公報配布方法の変更について	10	総務課 TEL576-1698	
3	広報等配達員の推薦の協力について	11	秘書広報課 TEL576-4541	企画部
4	ごみステーション等の維持管理について	12	廃棄物対策課 TEL577-1280	環境部
5	防疫薬剤の配布について	13	環境課 TEL576-4533	
6	災害時避難行動要支援者承諾者名簿について	14	地域福祉課 TEL576-4873	健康福祉部
7	日本赤十字社会員増強運動について	15	地域福祉課 TEL576-4873	
8	地区民生委員・児童委員の推薦のお願いについて	16	地域福祉課 TEL576-4873	
9	【連絡】コーちゃん健康マイレージ指定事業について	17	健康増進課 TEL576-1114	
10	【依頼】湖西市保健推進委員の推薦及び地区活動への協力について	18	健康増進課 TEL576-1114	
11	【依頼】胸部集団検診時の会場借用・会場の鍵の開け閉めについて	19	健康増進課 TEL576-1114	市民安全部
12	防犯灯に関する要望について	21	危機管理課 TEL576-4538	
13	会合での通訳、文書の翻訳、外国語チラシについて	27	市民課 TEL576-1213	
14	町内、組の新設及び組替えについて	28	市民課 TEL576-1213	産業部
15	【連絡】令和6年度湖西おいでん祭について	29	文化観光課 TEL576-1230	
16	令和5年度 緑の募金運動について（お願い）	30	産業振興課 TEL576-1216	
17	湖西市森林保護整備事業費補助金のお知らせ	32	産業振興課 TEL576-1216	

裏面へ続く

No.	各種依頼、連絡事項	掲載 ページ	担当課	部
18	道路河川愛護事業について	34	土木課 TEL576-4545	都市整備部
19	公園愛護活動について	64	土木課 TEL576-4545	
20	プロジェクト「TOUKAI-0」耐震関係の補助 制度について	66	建築住宅課 TEL576-4549	
21	青少年補導員の推薦について	71	スポーツ・生涯学習課 TEL576-4793	教育委員会 事務局
22	消防団員の募集活動について（お願い）	72	湖西市消防本部消防総務課 TEL574-0214	消防本部
23	令和6年度社会福祉協議会一般会費（世帯）納入の お願い	73	湖西市社会福祉協議会 TEL594-5511	
24	令和6年度赤い羽根共同募金（一般募金・歳末たす けあい募金）運動における 戸別募金のお願い	74	湖西市社会福祉協議会 TEL594-5511	

## 選挙管理委員会委員及び補充員の候補者の推薦依頼について

### 【依頼事項】

選挙管理委員会委員及び補充員の推薦

※自治会により、推薦していただく人数が異なります。

### 【選挙管理委員の主な職務】

- ・ 定例会（年４回）への出席
- ・ 選挙時会への出席
- ・ 選挙期日当日の選挙会（開票作業）及び当選証書授与式への立会
- ・ 各種会議への出席

### 【補充員の主な職務】

- ・ 委員が万が一欠けた場合、委員となっていただきます。

### 【任期】

- ・ ４年

### 【推薦方法】

- ・ 別紙「推薦用紙」に委員及び補充員の候補者の氏名、住所、連絡先を記入の上、同封の返信用封筒またはFAXによりご提出ください。

### 【提出期限】

- ・ ４月２６日（金）

### 【その他】

- ・ ご不明な点がございましたら、担当までお問い合わせください。

担当：湖西市選挙管理委員会

Tel：053-576-1698

Fax：053-576-1155

Mail：soumu@city.kosai.lg.jp

## 選挙公報配布方法の変更について

### 【配布方法】

次回選挙より、新聞折り込み、公共施設窓口への配架、ウェブサイトへの掲載、個別郵送で対応し、広報配達員等による配布は行わないこととする。

### 【現状】

- ・選挙公報の確定から配布期限までの期間が短く、広報配達員、組長等が選挙公報を受け取ってから至急配達しなければならなくなり、広報配達員、組長等の負担が大きい。
- ・先日行われた市議会議員選挙においては、配布期限までの期間が特に短く、広報配達員、組長等より負担が大きいと、10件弱お叱りのご連絡をいただいた。
- ・市民の方より選挙日なのに選挙公報が届かないと、数件問合せがあった。

### 【変更する理由】

- ・市内の新聞購読世帯約67%と、比較的高めである。
- ・新聞折り込みであれば、選挙公報を持ち込んだ2日後には各世帯に配布完了できる。
- ・新聞をとらない方へは、SNS等を活用し、積極的にウェブサイトを開覧すれば告示日翌日（期日前投票初日）から選挙公報を開覧できることを改めて周知する。
- ・新聞折り込みやウェブサイトでの閲覧が浸透すれば、選挙公報を見ることができないということがなくなる。
- ・新聞購読世帯以外で紙ベースの選挙公報を開覧したい方には、公共施設窓口への配架、個別の依頼による郵送で対応する。
- ・県下政令指定都市、湖西市を除く20市の内、御殿場市、裾野市を除く18市は新聞折り込みで対応している。

### 【その他】

- ・ご不明な点がございましたら、担当までお問い合わせください。

担当：湖西市選挙管理委員会

Tel：053-576-1698

Fax：053-576-1155

Mail：soumu@city.kosai.lg.jp

## 広報等配達員の推薦の協力について

### 【依頼事項】

広報等配達員の推薦（12月頃推薦依頼）

※自治会により、広報等配達員の人数が異なります。

### 【広報配達員の主な職務】

- ・市広報紙等の配付物を配達日に受け取り、仕分けした後、担当区域内の組長等へ配達。  
※配達日：原則毎月1日と15日。土曜・日曜・祝日の場合はその翌平日。  
※随時市から配達を依頼する場合あり。
- ・担当区域内の全戸配布数や回覧数に変更が生じた場合は、配達員から市の広報担当へ変更数を連絡。  
※自治会で戸数や組数の変更を把握した場合は、配達員へも連絡。

### 【任期】

1年 ※継続意向ありの場合は、更新可

### 【報酬の支払い】

- ・支払月 2月
- ・支払方法 配達員の指定口座に振り込み  
※本人以外（自治会や町内会等）の口座に振り込むことも可能。
- ・支払基準 平均割 年10,000円 + 組数割 1組につき年2,500円（2月1日基準）  
※本人以外の口座へ支払う場合でも、源泉徴収後の額を振りこませていただきます。

### 【その他】

- ・広報等配達員は自治会からの推薦を受け、市から委嘱します。
- ・広報等は市民にとって大切な情報を盛り込んでいますので、自治会に加入していない人にも配布をお願いします。
- ・回覧板が劣化等で必要な場合は、秘書広報課へご連絡ください。

秘書広報課 秘書広報係  
Tel 053-576-4541  
Fax 053-576-1139  
Mail public@city.kosai.lg.jp

## ごみステーション等の維持管理について

### 【ごみステーションの維持管理について】

- ・ ごみステーションの日常的な維持管理、清掃は、各自治会にお願いしています。(アパート専用はアパートの管理者)
- ・維持管理に必要な資材(防鳥ネットや看板など)は、環境センターにて支給しています。
- ・ごみステーションの統廃合や移設、新設をする場合は、環境センターまでご相談ください。
- ・ごみステーションの違反ごみについては、収集業者が違反シールを貼ったうえで残置し、2週間ほど排出者に回収を促します。それでも残っている場合に市が回収します。

### 【令和6年度からの新ごみ出しルールへの対応について】

- ・令和6年4月1日からごみ出しルールが変更となります。
  - ① 資源物回収拠点(旧湖西地区)を廃止し、ごみステーションで指定日に資源物を回収します。

ペットボトル	→	ネット回収(毎週)
飲料水缶	→	ネット回収(2週に1回)
びん	→	かご回収(2週に1回)
危険物、乾電池	→	かご回収(2週に1回)

危険物、乾電池のかご設置時の強風対策として、ごみステーションにおもり(レンガ)を置いていますので、ご承知おきください。

- ② 「剪定枝・竹・草」、「プラマーク品」、「白色トレイ」が「燃やせるごみ」になります。

このルール変更により、ごみステーションの容量が不足することが懸念されます。鉄籠の増設など対応できますので、環境センターまでご相談ください。

廃棄物対策課 廃棄物係  
Tel 053-577-1280  
Mail [haitai@city.kosai.lg.jp](mailto:haitai@city.kosai.lg.jp)

## 防疫薬剤の配布について

わたしたちの身のまわりには多くの害虫の発生源があります。  
発生源に防疫薬剤を使用することで、効率よく害虫の発生を抑制することができます。  
害虫（ハエ、蚊の幼虫など）駆除のための薬剤を自治会に配布します。

### 【害虫の発生源】

雨水マスや側溝などの溜まっている水や壁面などの汚泥は、蚊、ユスリカやチョウバエなどの発生源になります。

### 【薬剤の効果】

薬剤は、発泡性の錠剤ですので水中に投入すると炭酸ガスを発生しながら溶け、隅々まで拡散します。雨水マスや側溝などを清掃した後の散布は、より効果的です。  
害虫の幼虫・さなぎに作用し駆除します。  
ほ乳動物や魚介類に対して安全性の高い薬剤です。

### 【薬剤使用方法】

配布薬剤名：アース・スミラブ発泡錠（2錠分包）

#### 側溝に散布する場合の用法、用量

降雨時に溜まる水深を想定して、下記表を目安に直接散布する。

側溝幅	深さ	使用方法
30cm	5cm	10mごとに1錠散布
	10cm	6mごとに1錠散布
	15cm	3mごとに1錠散布

### 【薬剤の受渡について】

事前に必要数及び日時をご連絡いただきますと、速やかにお渡しできます。  
薬剤効果があがるように、自治会単位での薬剤散布を推奨します。  
薬剤の受取は、散布までの薬剤保管の関係上、自治会役員の方に来ていただき、環境課窓口でのお渡しとなります。その際、受取者の署名をお願いします。  
なお、薬剤が余りましたら、誤飲及び不適切な使用防止のため、自治会で保管せず、環境課まで返却願います。

環境課 生活係

TEL (053) 576-4533 FAX (053) 576-4880

E-mail : seikatsu@city.kosai.lg.jp

## 災害時避難行動要支援者承諾者名簿について

災害対策基本法に基づき、災害時に避難行動の支援が必要となると想定される方の名簿を作成しています。名簿掲載者のうち、自治会、自主防災会、民生委員への平常時の情報提供に同意した方の名簿を配付します。

### 【避難行動要支援者とは】

災害時に自分や家族だけでは避難することが困難な方で、次のいずれかに該当する方（施設等に入所している方は除きます）

- ① 要介護3以上の方
- ② 身体障害者手帳（1級・2級）を所持している方
- ③ 療育手帳（A判定）を所持している方
- ④ 市の緊急通報サービスまたは配食サービスを利用している方
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳（1級）を所持している方（希望者のみ）
- ⑥ 静岡県の難病医療費助成を受給している方（希望者のみ）
- ⑦ 人工呼吸器等を使用している方（希望者のみ）
- ⑧ ①～⑦に該当しないが準ずる状態にある方

### 【避難行動要支援者承諾者とは】

避難行動要支援者のうち、地域防災関係者への平常時の情報提供に同意した方です。令和6年3月時点で、約840名が同意しています。自治会長の皆様には、自治会単位の名簿を配付します。

### 【避難行動要支援者承諾者名簿の活用について】

災害時の安否確認や防災訓練、個別避難計画の作成など、地域の実情に合わせてお役立てください。なお、名簿掲載者への救助責任等を生むものではありません。

### 【名簿の配布先について】

市から、自治会長の皆様と民生委員の皆様に配付します。お手数をお掛けし恐縮ではございますが、自治会長におかれましては、名簿の写しを自主防災会にご提供ください。

### 【名簿の管理について】

個人情報が記載されています。適切な管理をお願いいたします。

担当 地域福祉課 福祉総務係  
電話 053-576-4873  
E-mail:chifuku@city.kosai.lg.jp



## 日本赤十字社会員増強運動について

日本赤十字社の会費収納業務にご協力をお願いいたします。

**※会費は、指定口座への振り込みをお願いいたします。**

### 【日本赤十字社会員増強運動とは】

日本赤十字社（以下、日赤）の活動や理念を理解していただき、日赤会員を募る活動です。集められた資金は日赤の組織の基盤となっています。日赤会員となることで、国内外の災害救助活動をはじめ、奉仕活動、社会福祉など国際的な人類の助け合い運動の仲間入りをしています。

※会員 日赤の目的に賛同し、活動を支援する個人または団体で、会費として年額 500 円以上を納入した方。

### 【会員募集の流れ】

1. 日赤活動のPR（4月15日）  
「赤十字しずおか 2024 特別号」を各戸に配布します。
2. 会費の取りまとめ依頼（自治会依頼事項説明会／4月12日）  
市→自治会長→町内会長→組長→各世帯
3. 会費の集金（5月中）
4. 会費・口座登録用紙・集計表を市へ提出（6月28日締切）

**○会費…指定口座へ振り込んでください。**

○口座登録用紙（水色）・集計表…返信用封筒で地域福祉課に郵送してください。

5. 日赤静岡県支部へ送金（7月）  
全自治会の入金確認後、市で集計し日赤静岡県支部へ送金します。
6. 集金手数料の支払い（11～12月頃）  
手数料として集金額の約7%を市から自治会口座へ振り込みます。  
※市への振込手数料が発生した場合は、自治会（町内会）への手数料と共に清算します。

### 【詳細について】

自治会依頼事項説明会後に配布した資料（日赤の手提げ袋に入っています）をご参照ください。

担当 地域福祉課 福祉総務係  
電話 053-576-4873  
E-mail:chifuku@city.kosai.lg.jp

## 地区民生委員・児童委員の推薦のお願いについて

### 令和7年 民生委員・児童委員 一斉改選について

民生委員・児童委員の任期が令和7年11月末をもって終了します。任期満了をもって退任意向を示した委員の担当地区については、下記の日程で後任候補者の推薦を進めていきます。つきましては、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

月	地域福祉課	自治会
令和6年7月	現民生委員・児童委員の退任意向の確認	
令和6年10月	7月の退任意向の確認結果により、自治会へ後任候補者選出の依頼	
令和6年11月～		後任者が必要な町内会への働きかけや候補者の選出

最後に、民生委員・児童委員の担い手を確保するのは、当市のみならず全国的にも難しい状況にあります。地域住民の身近な相談相手、見守り役、関係機関へのつなぎ役として地域福祉において大きな役割を果たしており、地域福祉の質の確保のために不可欠な存在ですので、民生委員制度にご理解いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

### 民生委員・児童委員について

- ①名称 民生委員は、児童委員を兼ねるため、「民生委員・児童委員」と呼ばれます。
- ②任期 1期3年 現任期 令和4年12月1日から令和7年11月30日まで

### 候補者推薦に当たって

民生委員・児童委員の活動内容等について、（民生委員・児童委員の協力が得られれば、委員とともに）ご説明に伺います。ご希望の際には、地域福祉課までご連絡ください。

湖西市民生委員児童委員協議会  
事務局 地域福祉課 福祉総務係  
電話 053-576-4873  
FAX 053-576-1220  
E-mail [chifuku@city.kosai.lg.jp](mailto:chifuku@city.kosai.lg.jp)

急遽候補者の推薦をお願いする事態になった場合に備え、全自治会への依頼としております。

## 【連絡】コーちゃん健康マイレージ指定事業について

コーちゃん健康マイレージは、市民の健康づくり、介護予防、社会活動の実施に対してポイントを付与し、計 25 ポイントを貯めて応募することで応募者全員の特典が受けられる他、抽選で景品が当たる事業です。参加者は自分で立てた目標を実施することで1ポイント、市が指定する事業に参加することで2ポイント(コーちゃんスタンプ)貯めることができます。市が指定する事業の中に、「自治会で行う健康づくり、介護予防、社会活動」も含まれています。

自治会で健康づくりや介護予防、社会活動に関するイベントを開催する場合に、ポイントを付与するための物品やのぼり旗を貸出いたしますので、健康増進課へご連絡ください。

### 【実施期間】

令和6年5月1日～令和7年1月31日

### 【貸出しできる物品】

- ・コーちゃんスタンプ、LINE用2次元コード等ポイント付与に関する物品
- ・のぼり旗

※使用後は健康増進課に返却してください。

### 【配布できる物品】

- ・ポイントカード付パンフレット
- ・ポスター

健康増進課 健康づくり係

TEL : 053-576-1114

FAX : 053-576-1150

## 【依頼】湖西市保健推進員の推薦及び地区活動への協力について

### 【湖西市保健推進員とは】

- ・湖西市保健推進員は、「自分の健康は自分で守る」をスローガンに、市民の健康意欲の高揚と、健康づくりの推進を目的に活動する団体です。健康づくりに関する研修を受けながら、各地区で市民向けの教室を企画運営するなど、健康づくりの取組みを実施しています。
- ・保健推進員は、自治会から推薦され、市長の委嘱を受けて、2年の任期で活動しています。
- ・市内全域を9地区に分け、約70名で活動しています。

### 《依頼内容》

#### 【保健推進員推薦】

保健推進員の定員は70名です。任期は2年で半数ごと毎年交代しています。次年度の推進員の推薦を毎年10月頃をお願いしています。

#### 【地区活動への協力】

- ・保健推進員が地区活動として教室等を開催するにあたり、案内チラシの回覧のご協力をお願いします。
- ・保健推進員の地区活動として、健康づくりの啓発（資料を配布しながら説明を行うなど）の活動を、自治会の会合やイベント等で実施したいと依頼があった場合に、ご協力をお願いします。

健康増進課 健康づくり係

TEL : 053-576-1114

FAX : 053-576-1150

**【依頼】胸部集団検診時の会場借用・会場の鍵の開け閉めについて**

**【胸部集団検診とは】**

- ・例年4月から7月に胸部検診バス（胸のレントゲンバス）が湖西市内の各会場を巡回します。

≪依頼内容≫

**【会場の借用】**

胸部検診実施のための会場借用をお願いしております。借用対象会場の自治会長様へは借用依頼書を送付いたします。

**【会場の鍵の開け閉め】**

- ・会場によっては室内で受付を実施させて頂きたく、検診時間前後に会場の鍵の開け閉めをお願いしております。こちらも対象自治会長様へは依頼書を送付いたします。

令和6年度の胸部検診の日程については別紙をご確認ください。

以上、ご協力をお願いいたします。

健康増進課 健康づくり係

TEL : 053-576-1114

FAX : 053-576-1150

令和6年度湖西市胸部検診日程一覧

月	日	曜日	午前・午後	会 場	開始時間	終了時間	所要時間
4	19	金	午後	健康福祉センター(おぼと)	13時20分	16時00分	2時間40分
	25	木	午前	西部地域センター	8時40分	11時40分	3時間00分
	26	金	午前	境宿公会堂	8時30分	9時30分	1時間00分
				5区公会堂	10時00分	10時30分	0時間30分
				1区公民館	11時00分	11時30分	0時間30分
	30	火	午前	利木集会場	8時30分	8時50分	0時間20分
				北部多目的センター	9時20分	11時00分	1時間40分
		午後	市立湖西病院駐車場	13時10分	15時30分	2時間20分	
5	2	木	午前	郷南公民館	8時30分	10時30分	2時間00分
			午後	住吉公民館	13時20分	15時10分	1時間50分
	7	火	午前	南上の原集会所(きずな館)	8時30分	11時30分	3時間00分
			午後	市立湖西病院駐車場	13時10分	15時30分	2時間20分
	9	木	午前	河原公民館	8時30分	9時50分	1時間20分
				市場公会堂	10時20分	11時00分	0時間40分
	10	金	午前	梅田コミュニティセンター	8時30分	10時30分	2時間00分
				太田公民館	11時00分	11時50分	0時間50分
13	月	午前	新所区民広場(むつみ荘)	8時30分	11時30分	3時間00分	
17	金	午前	健康福祉センター(おぼと)	8時30分	11時00分	2時間30分	
29	水	午後	はつらつセンター(入出)	13時20分	15時20分	2時間00分	
6	4	火	午後	市立湖西病院駐車場	13時10分	15時30分	2時間20分
	11	火	午前	三ツ谷公民館	8時30分	10時30分	2時間00分
				宮本集落センター	11時10分	11時50分	0時間40分
	25	火	午前	表鷺津コミュニティ防災センター	8時30分	12時00分	3時間30分
	27	木	午前	南上の原集会所(きずな館)	8時30分	11時30分	3時間00分
午後			南部構造改善センター	13時30分	15時20分	1時間50分	
7	2	火	午後	健康福祉センター(おぼと)	13時20分	15時30分	2時間10分
	3	水	午後	はつらつセンター(入出)	13時20分	15時10分	1時間50分
	8	月	午後	上ノ原公会堂	13時30分	15時50分	2時間20分
	22	月	午後	健康福祉センター(おぼと)	13時20分	15時20分	2時間00分
9	24	火	午後	新居地域センター	13時20分	16時00分	2時間40分
	30	月					
10	2	水	午後	新居地域センター	13時20分	16時00分	2時間40分
	8	火					
	10	木					

## 防犯灯に関する要望について

### 【新設】

防犯灯の新設を要望する場合、別添の「防犯灯新設要望書」に必要事項を記入して5月24日（金）までに提出してください。

※場所が分かるように地図・電柱番号を必ず記載してください。

### 【不点灯・修繕】

LED灯具の不点灯・修繕を要望する場合は、随時受け付けておりますので、別添のコールセンターへご連絡ください。

なお、専用柱の腐食等は、市役所危機管理課までご連絡ください。

危機管理課 安全まちづくり係

Tel 053-576-4538

Mail [kikikanri@city.kosai.lg.jp](mailto:kikikanri@city.kosai.lg.jp)

# 防犯灯に係る説明書

## 1 新設について

### ① 提出書類

防犯灯の新設を要望する場合は、別添の「防犯灯新設要望書」に必要事項を記入して提出してください。

地図については、別紙になっても構いませんので、広域地図や詳細地図を添付するか、その地点や道路の状況が分かるように記載してください。（付近住所の記入、共架の場合については、対象の電柱番号、NTT柱番号の記入を必ずお願いします。）

### ② 設置基準・場所

新たな設置申請が、自治会から提出された際に、その設置場所が設置基準に照らして適切か、又は、防犯上必要な場所であるかの調査及び判断を危機管理課で行います。

基本的には「公道」への電柱（中部電力・NTT）共架によるLED灯（7VA）の設置となり、個人の住宅、駐車場等の照明となる場合は対象外となります。

また、道路の照明は強い光である道路照明灯を管理する「市役所土木課」へ要望してください。

あくまでも歩行者が暗くて「痴漢」「不審者」などに対するの不安を感じる場合を対象とし、道路状況や交差点での車両確認などを目的とした設置ではありません。

また、夜間点灯し続けることから、農作物の生育が害されたり、近隣住宅への照明による「光害」とならないよう事前に承諾をいただいでください。

現地調査実施時に、近隣住民の承諾等がない場合には設置できなくなる場合があります。

### ③ 設置要望順位等

要望された箇所は全て市職員による現地調査・判断を行いますが、かなりの時間を要しますので、自治会内で要望箇所を精査し、必ず優先順位を記入してください。

## 2 新設分電気料金について

令和6年度以降に新設した防犯灯の電気料金については、要望を行った自治会の負担とさせていただきます。

電気料金の支払開始時期については、おおむね12月頃から中部電力ミライズより自治会宛に振込用紙が届きますので、中部電力ミライズに直接支払いをお願いします。支払いは月払いとなります。

#### ★支払方法の変更について★

1. 初月の請求は、中部電力ミライズから振込用紙が届きます。※初月は日割計算

2. 翌月以降も振込用紙が届きますが、支払方法を変更したい場合は、口座支払、クレジット、電子決済から選択できるため、直接中部電力ミライズ（0570-048-155）に問い合わせて変更手続きをしてください。

## 3 不点灯・修繕

防犯灯（灯具）の不点灯・修繕は別紙の資料のとおり、コールセンターへお電話してください。

なお、専用柱の腐食等につきましては、「自治会要望書」にご記入のうえ、市役所危機管理課へ提出をお願いします。

<裏面に続く>



## 4 管理等

次の管理については自治会で対応してください。

- ・ 支柱式防犯灯の腐食点検等の簡易な管理の実施
- ・ 防犯灯周辺に関する枝払い等の実施

## 5 新設要望書の受付場所と提出日

- ・ 受付場所 市民安全部 危機管理課 安全まちづくり係 ☎576-4538
- ・ 提出日 新設要望は令和6年5月24日(金)までをお願いします。

令和6年4月12日  
危機管理課

### 新設分防犯灯電気料金の負担のお願いについて

安全のため防犯灯は必要ですが、費用的に無限に増やすこともできません。費用抑制を目的とし、令和6年度以降に新設する防犯灯の電気料金を自治会にて負担いただき、直接中部電力ミライズへお支払いいただきたいと思いますと考えております。

#### ◇電気料金の概算

- ・新設分1本あたり、月140～170円、年2,000円前後（燃料費等により変動あり）  
※設置及び管理（修理・移設）に関わる自治会の費用負担はございません。

#### ◇設置の流れ

時期	内容
4月	自治会連合会総会後の市からの依頼事項説明会でのご説明 ※要望調査の説明を含む
5月下旬	要望受付（本日～5月24日まで）
6月以降	夜間現地調査（危機管理課）
7月	設置箇所決定
8月	防犯灯設置業者へ発注 中部電力パワーグリッドおよびN T Tへ防犯灯の電柱共架申請
11月以降	順次、設置工事（防犯灯の電柱共架許可が下り次第）
設置後	中部電力ミライズより電気料金の振込用紙が自治会宛てに届きます。 ※初月は日割り、その後は毎月払い

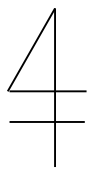
# R6防犯灯新設要望書

※新設要望書は必ず5/24（金）までに提出ください。

湖西市長 様 （危機管理課）

下記のとおり防犯灯の新設を要望します。

※本件設置の際は、防犯灯の電気料金を自治会にて負担いただくことをご理解ください。

自治会		自治会長名	(署名又は記名押印)
町内会		町内会長名	(署名又は記名押印)
場所 (地番)			
要望理由			
優先順位	要望箇所の優先順位 第____番		
設置後の灯 具に係る樹 木の管理	できる ・ できない	— 要望箇所周辺図 —	
設置の種類	LED灯 (7VA)		
(中電柱番号)			
(NTT柱番号)			
危機管理課受付欄	(隣接者及び電柱等の地主の承諾) <div style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">有 ・ 無</div> <p>どちらかに○をつけて下さい。</p>		

※ 太枠内のみ自治会で記入してください。

# 湖西市防犯灯のLED化について

市では、防犯環境の整備、電気料金の効果的な削減、並びに環境負荷の低減を図るため、市内の全域の防犯灯を「ESCO事業」を導入し、LED防犯灯に改修しました。湖西市で管理するLED防犯灯には、「湖西市●○○○」と書かれた黄色い管理プレートもしくは白い管理ステッカーがついています。(●→K、E、S いずれかのアルファベット、○○○○→4桁の数字が記載されています。)今後、防犯灯の不点灯・不具合を見かけましたら、下記コールセンターまでご連絡をお願いいたします。

**東芝 ビルファシリテイコールセンター**  
**TEL「0570-666-181」**

\* ナビダイヤルでの受付（防犯灯はガイダンス番号①となっております）

\* 夜間休日含め24時間対応

\* 通話料については、発信元のご負担となります。

26

湖西市で管理する防犯灯には管理プレート等がついています。

【LED防犯灯】



【管理プレート】



【管理ステッカー】



コールセンターに伝える項目

- ①……氏名
- ②……連絡先
- ③……「湖西市●○○○」
- ④……内容(状況)
- ①～④必須
- ⑤……住所(防犯灯設置場所)

## 会合での通訳、文書の翻訳、外国語チラシについて

### 【会合での通訳・文書の翻訳】

#### 1 対応言語

- ・ポルトガル語、スペイン語

※その他の言語（英語、中国語、ベトナム語等）についてはご相談ください。

#### 2 通訳・翻訳できる文書

- ・自治会の活動に関する通知や会合に限ります。個人や私的な機関・団体に関するものは、お引き受けできません。

#### 3 申込方法

- ・依頼書（自治会長名義）と翻訳原稿をメールで下記アドレスまで提出してください。  
※依頼書の様式は、市ウェブサイトに掲載しています。

[湖西市 自治会 翻訳](#) で検索 または 下の二次元コードからダウンロードできます。



#### 4 申込期限

- ・3週間～1ヶ月前までに依頼をお願いします。
- ・依頼が重なったり、分量が多かったりする場合には、希望の納期までに翻訳できないことがあります。事前にご相談ください。

#### 5 翻訳原稿について

- ・翻訳原稿は Word（ワード） で作成してください。
- ・伝えたい必要な内容だけを簡単にまとめた方が伝わります  
（例：「集金のお願い」「草刈りについて」など）。

### 【外国語チラシについて】

- ・外国人市民の転入の際には、市民課、新居支所で下のチラシを渡しています。別途、必要なときはお申し出ください。

「自治会に入りましょう！（お知らせ）」…ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、やさしい日本語

「ごみカレンダー」…ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語

市民課 協働共生係

Tel 053-576-1213

Mail kyodo@city.kosai.lg.jp

## 町内、組の新設及び組替えについて

世帯数の増減により町内会や組を新設したり、統合したりする場合には下記書類を提出してください。

### 【提出書類】

#### ●町内会の新設の場合

- ①設立総会の議事録 ②規約 ③区域図 ④その他（市が提出を求める書類）

#### ●組の新設の場合

- ①構成員名簿 ②区域図 ③その他（市が提出を求める書類）

### 【提出時期】

変更予定の1ヶ月前までに提出してください。

市民課 協働共生係

Tel 053-576-1213

Mail [kyodo@city.kosai.lg.jp](mailto:kyodo@city.kosai.lg.jp)

## 【連絡】 令和6年度 湖西おいでん祭について

例年実施しています「湖西おいでん祭」について、令和6年度の日程及び会場についてご連絡いたします。今後の自治会予定などにご配慮賜りますよう、お願い申し上げます。

【日程】 9月28日（土） 12：00開始予定 20：00終了予定

【会場】 ボートレース浜名湖 西駐車場

産業部 文化観光課 観光係  
Tel : 053-576-1230  
Mail : kankou@city.kosai.lg.jp

## 令和6年度 緑の募金運動について（お願い）

### 【依頼時期】

令和6年4月12日（金）

### 【要旨】

#### ≪内容及び目的≫

『緑の募金』は、森林の造成や緑化推進のため、また緑化意識の普及啓発のため、自治会・町内会等での地域募金運動をお願いするものです。この募金は、年度末に各自治会・町内会の公共性の高い場所への植樹用苗木や植栽用堆肥、スコップ、移植ごてなどの緑化資材として還元されます。

※自治会・町内会の所有地以外に植樹される場合は、土地の所有者、又は管理者の了承を必ずもらってください。

#### ≪自治会への依頼事項≫

- ① 募金の取りまとめ（募金額は任意ですが、目安としては1世帯あたり50円程度でお願いします。）

#### ＜R6年度からの変更事項＞

※昨年度まで配布しておりました緑の募金シールについては、自治会長様の事務負担も考慮し、今年度より配布は廃止となりました。ただし、必要な場合にはお渡ししますので必要枚数を産業振興課までお知らせください。

- ② 募金の振込（期限令和6年6月28日（金））

#### ≪募金振込以降の予定≫

- 12月～1月：苗木の希望調査（募金額に応じた各自治会、町内会毎の配布金額を目処に調整）  
2月～3月：苗木などの配布

～次ページへ続く～



《参考：令和5年度実績》

○募金総額 822,748 円（前年比 -8,382 円）

○静岡県グリーンバンクからの交付金 454,000 円（前年比 +8,000 円）

【算定数式】

○令和5年度募金分交付額

822,748 円 × (1 - 0.236)（緑の羽根等の必要経費 23.6%）

× 0.7（協会からの交付割合） = 440,000 円（千円以下切捨）

○活動経費精算額 14,000 円

※活動経費精算額とは、募金活動経費として 25%を控除していましたが、令和4年度決算において 23.3%に確定したので、その差額の精算額

○令和5年度募金分交付額 440,000 円 + 活動経費精算額 14,000 円 = 454,000 円（交付額）

《令和5年度緑化資材配布実》

苗木等の配布 44 本、資材の配布等（堆肥等）

【内訳】

・ 紅梅 (H-1.0m)	1,200 円 × 2 本 = 2,400 円
・ 白梅 (H-1.0m)	1,200 円 × 2 本 = 2,400 円
・ キンモクセイ (H-1.5m)	2,200 円 × 4 本 = 8,800 円
・ シラカシ (H-2.0m)	3,600 円 × 2 本 = 7,200 円
・ カワヅザクラ (H-1.0m)	1,900 円 × 2 本 = 3,800 円
・ キリシマツツジ (H-0.4m W-0.3m)	700 円 × 7 本 = 4,900 円
・ ソメイヨシノ (H-1.0m)	1,400 円 × 7 本 = 9,800 円
・ 樹名板	6,000 円 × 1 本 = 6,000 円
・ ソメイヨシノ (H-2.5m C-10cm)	6,000 円 × 3 本 = 18,000 円
・ 榊 (H-1.0m)	1,700 円 × 4 本 = 6,800 円
・ 芝生 (㎡あたり)	900 円 × 3 本 = 2,700 円
・ イロハモモジ (H-1.5m)	1,800 円 × 5 本 = 9,000 円
・ イロハモモジ (H-2.5m)	6,600 円 × 5 本 = 13,200 円
・ 低木ツツジ (H-0.4m W-0.4m)	750 円 × 1 本 = 750 円
・ 炭 (30ℓ/袋)	2,200 円 × 1 本 = 2,200 円
・ あつみ花の里 (25ℓ/袋)	1,300 円 × 136 袋 = 176,800 円
・ バーク堆肥 (40ℓ/袋)	850 円 × 7 袋 = 5,950 円
・ 運搬費	2 回 = 23,479 円
(その他)	
・ 緑化用資材 (堆肥)	138,040 円
・ 緑の募金資材	11,781 円

合計 454,000 円

## 湖西市森林保護整備事業費補助金のお知らせ

### 【依頼時期】

令和6年4月12日（金）

### 【要旨】

湖西市内で、竹林等の森林整備が困難となっている荒廃した森林のうち、緊急に整備が必要な森林について、必要な森林整備を実施する際に、事業費の10分の10以内（上限あり）において補助金が給付されます。

### 〈対象となる森林の例〉

市道沿等、公共性の高い場所にある森林において、適正に管理されておらず、土砂災害や事故等の危険性が高い森林。

※詳しくは次ページをご覧ください

産業振興課 農業水産振興係  
Tel 053-576-1216  
FAX053-576-1115  
Mail nousui@city.kosai.lg.jp

# 森林整備でお困りの皆様へ

## ～湖西市森林保護整備事業費補助金のお知らせ～

### <趣旨>

湖西市に交付される「森林環境譲与税」を活用して、森林整備が困難となっている荒廃した森林のうち、緊急に森林整備が必要な森林について、必要な森林整備を行うことを目的とする。

### <対象となる森林>

湖西市森林整備計画対象民有林で以下の様な森林

- ・竹林や広葉樹林が適正に管理されず、土砂災害等が起こる可能性がある場所。
- ・湖西市道など公共性が高い施設に隣接し、事故等の危険性が高い場所。
- ・倒木し、電線等にかかる可能性が高い場所。 など

整備前

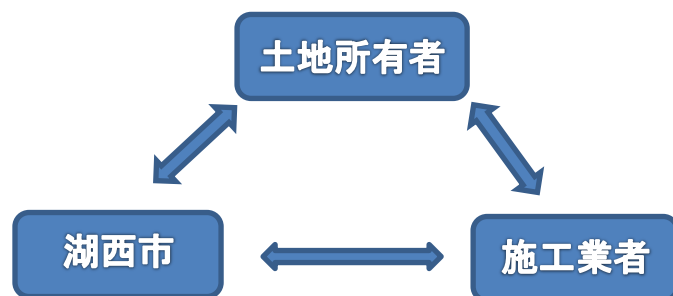
イメージ写真

整備後



### <補足事項>

- ・静岡県が実施する「森の力再生事業」では、県道沿など、より公共性の高い場所でしか対象とならないが、本事業では、市道沿など、より広域的な範囲で対象となる。
- ・整備完了後、3年間は対象森林を適正に管理し、森林の状況を市への報告する必要があるため、土地所有者の理解が必要。



**3者連携し、湖西市内の森林を適正に管理していきましょう**

湖西市役所 産業振興課  
農業水産振興係

## 道路河川愛護事業について

### 【依頼時期】

5月中旬から10月下旬（特に春と秋）

### 【要 旨】

地域住民の参加による道路美化運動を実施することにより、道路愛護思想の普及啓発を図るとともに、安全で快適な道路環境づくりを行う。

## 道路河川愛護事業について

地域住民の参加による道路美化運動を実施することにより、道路愛護思想の普及啓発を図るとともに、安全で快適な道路環境づくりを行うものです。

「自分たちの住む地域を、自分たちの手により美しくする」ことで、地域への愛着と連帯感が生まれ、安全で快適な環境づくりが進むと考えておりますので、自治会をはじめとする地域住民の皆様方のご理解とご協力により、道路河川愛護を進めて参りたいと思います。

よろしくお願いたします。

### 《対 象》

- ・道路側溝や水路のドブさらい
- ・道路法面や河川堤防の草刈り
- ・道路に出ている木枝の処理
- ・植樹帯の草刈り 等

### 《対象外》

- ・私道
- ・神社
- ・自治会や町内会所有地の公民館敷地内
- ・自治会管理又は管理委託の公園
- ・市営住宅、県営住宅、雇用促進住宅 等

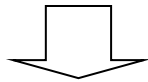
## ◆道路河川愛護事業の流れ

### 1 日程の調整

前年度末に各自治会のご要望を伺って、次年度の日程や資機材の調整を行います。途中で変更及び追加する場合は、早急にご相談ください。

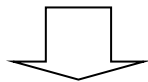
○市の交付金などの対象となる道路河川愛護事業の回数は、各自治会年3回までとなります。(交付金、リース及び借上料)

○1回の道路愛護事業で、市が用意するダンプの台数(市有車・リース車の合計)は、5台までとなります。



### 2 実施計画書の提出

事業実施日の2週間前までに、実施計画書(様式第1号)を土木課に提出してください。



### 3 事前準備

事業実施に向けた準備をお願いします。

○市との打合せ

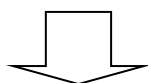
○市有ダンプの集合時間と場所の確認

○当日の連絡先と天候不順の場合の連絡先の確認

○リース車の受け渡し確認(リース車がある場合)

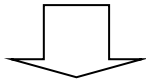
○貸し出し機材、支給資材の受け渡し方法(蓋上げ機、砕石 等)

○自治会の準備資機材の確認(草刈り機、借上車両機械 等)



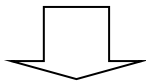
#### 4 道路河川愛護事業の実施

- ・怪我や事故に気を付け安全に実施してください。
- ・天候不順等により中止や順延とする場合には、**当日午前7時**までに**市役所守衛室（576-1111）**に連絡してください。
- ・順延した場合には、再度日程の調整をしてください。



#### 5 道路河川愛護事業終了

市の廃棄物搬入先（笠子廃棄物処分場・内山資材置き場）を利用する場合は、搬入が終了した時点で、**市の携帯電話（090-2186-3439）**にご連絡をお願いします。



#### 6 道路河川愛護事業実施後

事業実施後**10日以内**に、下記書類を添えた事業実績報告書（様式第2号）を、土木課に提出してください。

〈提出書類〉①事業実績報告書（様式第2号）

②自動車等使用報告書

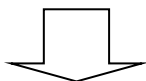
（市の車両、市で頼んだリース車車両を除く。）

③車両等の所有者の明細書

④草刈り機所有者の明細書

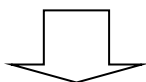
⑤写真（作業前後、作業中）3～5枚

※砕石支給があった場合は別途必要



## 7 交付金確定通知書と交付金請求書・自動車等使用請求書の送付

土木課で事業実績報告書の書類を審査した後に、交付金確定通知書及び交付金請求書、自動車等使用請求書を自治会へ送付します。

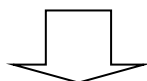


## 8 交付金等の支払い

交付金等の支払いは、各自治会口座に振り込ませていただきます。

○市から自治会に振り込むもの

- ・ 交付金 当日の参加人員に応じて、お支払いします。参加人数の把握をお願いします。
- ・ 借上料 自治会で用意した機材（ダンプ、草刈り機等）に対して、借り上げ料をお支払いします。なお、市が頼んだリース車両は、除きます。



### ◆ もし事故が起きてしまったら・・・

- ・ 怪我人救護と安全確保（交通事故の場合は警察への届出も）をしてください。
- ・ 事故について、土木課（576-4545）までご報告ください。

（参考：市が契約する保険内容）

○保険金額・死亡・後遺障害 350万円、入院5,000円/日、通院3,000円/日

特定疾病補償付帯（熱中症など）

○第三者への損害・身体：1名1億円（1事故3億円）、財物：1事故1,000万円

## ◆道路河川愛護事業でのダンプの使用方法

### 1 市役所のダンプを使用する場合

市のダンプは、市の職員が運転して現地に出向きますので、次の点に注意してください。

- ① 事前に当日の集合場所を指示してください。(例 ○○公民館駐車場)
- ② 市職員が8時半頃までに、集合場所に到着します。
- ③ 作業は、11時頃までの終了を目安としてください。
- ④ 作業の案内と荷卸しを手伝っていただく方を選んでください。(集合場所からダンプに同乗してもらいます。)
- ⑤ ダンプへの積込は、参加者でお願いします。
- ⑥ ダンプへの廃棄物の混載はしないでください。別紙「廃棄物の搬入と分類について」をご確認ください。
- ⑦ 作業が終わった際は、必ず作業終了を市職員にお伝えください。



## 2 市がリースした車両を使用する場合

- (1) ダンプ使用台数の調整（自治会・土木課）  
必要なリースダンプの台数を決めます。
- (2) リース会社への申し込み（土木課⇒リース会社）  
必要な台数を、市がリース会社に申し込みます。
- (3) 自治会への連絡（土木課⇒自治会）  
自治会に、申し込んだリース会社をお知らせします。
- (4) リース会社との調整（自治会⇒リース会社）  
自治会で、リースの段取りを調整します。
  - ・リース車両の借用の方法
  - ・リース車両の返却の方法
  - ・運転手の手配（自治会で）
- (5) 道路愛護事業の実施
- (6) リース会社への支払い（土木課⇒リース会社）

## 3 自治会で借用した車両を使用する場合

自治会で借用できるダンプ等があれば、利用していただいても構いませんが、必ず自動車保険等に加入している車両を使用してください。（市の保険対応はできません。）

自治会で借用した車両等につきましては、事業終了後に提出いただく事業報告書で借用機材を確認し、借り上げ料をお支払いします。

## ◆道路河川愛護事業で使用する資材の支給について

〈申請の方法〉

「資材支給申請書」に必要事項を記入し、必要書類（使用場所を明記した地図）を付けて、実施計画書と一緒に提出してください。

砕石支給の単位は、2トンダンプ1車分（約1m<sup>3</sup>）ですので、必要台数を記入してください。（3トンダンプは、1.5車分です。）

なお、支給数量は、調整させていただく場合もあります。

※側溝用の防虫剤を申請される場合は、環境課（576-4533）へご相談ください。

## ◆蓋上げ機の貸し出しについて

道路河川愛護事業で蓋上げ機を使用する場合は、事前に資材支給申請書を提出していたければ、貸し出しを行なっています。

### ○湖西地区（3機）

- ① 事前に、資材支給申請書の提出してください。
- ② 使用する週の金曜日に、土木課にお越してください。
- ③ 返却は、翌週の平日に土木課までお願いします。

### ○新居地区（5機）

- ① 事前に、資材支給申請書の提出してください。
- ② 使用する週の金曜日に、新居地域センターにお越してください。
- ③ 返却は、翌週の平日に新居地域センターまでお願いします。

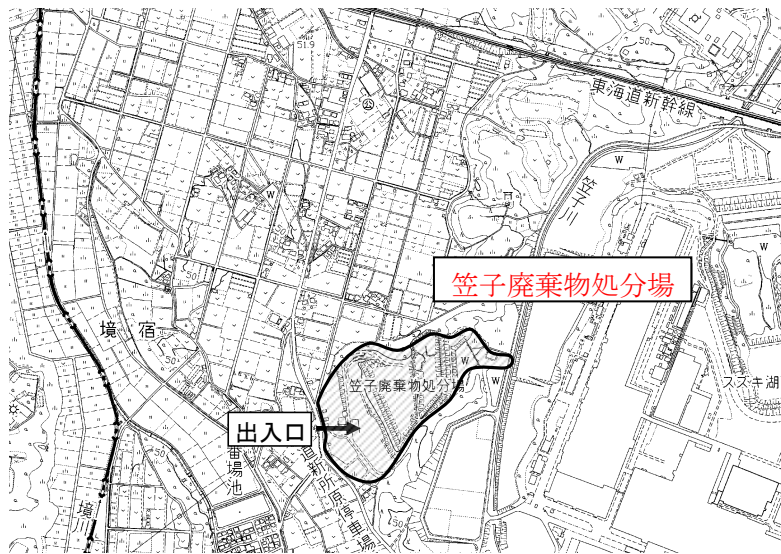
## ◆廃棄物の搬入先と分類について

### 1 廃棄物の搬入先

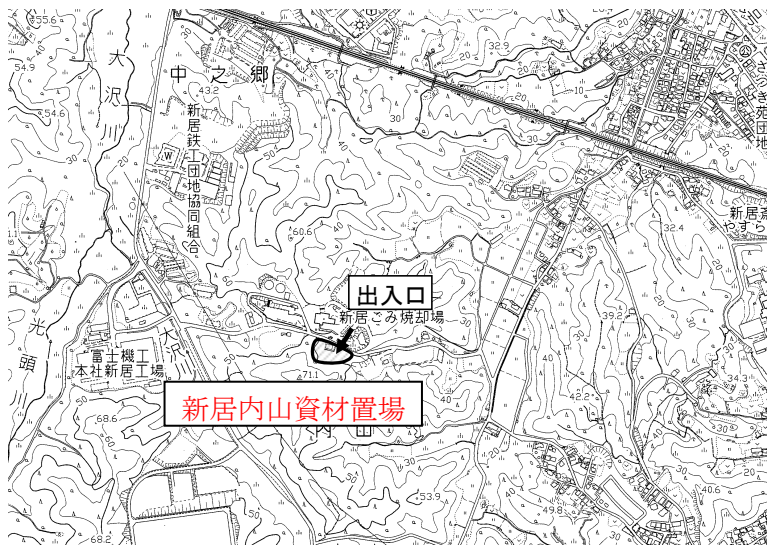
○湖西地区は、全て笠子廃棄物処分場になります。搬入受け入れは8時半～11時半までです。

※笠子廃棄物処分場は、初回のみ「搬入時」と「帰り」の2回計量をお願いします。

(2回目からは搬入時のみ。)



○新居地区は、全て新居内山資材置場（旧内山焼却場南側）になります。搬入受け入れは8時半～11時半までです。



※内山の町内を通らないようにお願いします。

## 2 廃棄物の分類

収集した廃棄物は、次の4種類に分類して、搬入してください。

①②③は資源物としてリサイクルしますので、必ず守っていただくよう作業される方へ周知をお願いします。

	分類	搬入上の注意
①	草	<ul style="list-style-type: none"> <li>・できる限り土は落としてください。</li> <li>・<u>ごみやビニール紐・袋は、必ず除いてください。</u></li> </ul>
②	木枝類（幹）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木枝類は、幹と枝は切り分け、<u>幹だけ</u>にしてください。</li> <li>・ダンプからはみ出さないように切ってください。</li> </ul>
③	木枝類（枝） 笹・竹	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木枝類は、幹と枝は切り分け、<u>枝だけ</u>にしてください。（<u>ごみやビニール・紙紐は必ず除いてください。</u>）</li> <li>・竹は、枝を払ってください。</li> <li>・ダンプからはみ出さないように切ってください。</li> </ul>
	土砂	<ul style="list-style-type: none"> <li>・しっかり水を切って、走行中に泥が流れ出ないようにしてください。</li> <li>・土のう袋やビニール袋は、<u>必ず除いてください。</u></li> </ul>

注1) 混載で搬入された場合には、運搬先で分別していただきます。ごみが混ざったまま搬入された場合は、その場ですべて取り除いていただきます。

注2) 土砂と草、木枝類は混載しないでください。

★ゴミの混入例

道路河川愛護事業において、草の中にごみが混入された状態で、笠子廃棄物処分場に搬入された事例です。

参加者の方々にも、分別を徹底していただくようご指導をお願いします。



ごみ(紙屑)



ガラス

## 警告

### ● 服装について

長袖、長ズボンで身体に合った作業着を着用してください。作業着は、ボタンやファスナを確実に閉じてください。また、裾じまり、袖じまりをよくしてください。

さらに、腕カバーを着用してください。

ヒモのついた服、だぶだぶの服、ネクタイ、ネクレスなどは、着用しないでください。本機や雑草などにかからまる原因となります。

髪の毛の長い人は、髪を肩より上でまとめてください。

### ● 保護具について

#### ・ 保護メガネ (ゴーグル)

刈刃部から飛んでくる物から目を保護するため、保護メガネを着用してください。

#### ・ 保護帽 (ヘルメット)

頭上の木の枝や、落下物から頭を保護するため、保護帽を着用してください。

#### ・ フェースシールド

飛来物や飛散物から顔を保護するため、フェースシールドを着用してください。

#### ・ 耳覆い (イヤーマフ) ・ 耳栓

騒音から聴力を保護するため、耳覆いや耳栓などの聴力保護具を着用してください。

#### ・ 防振手袋

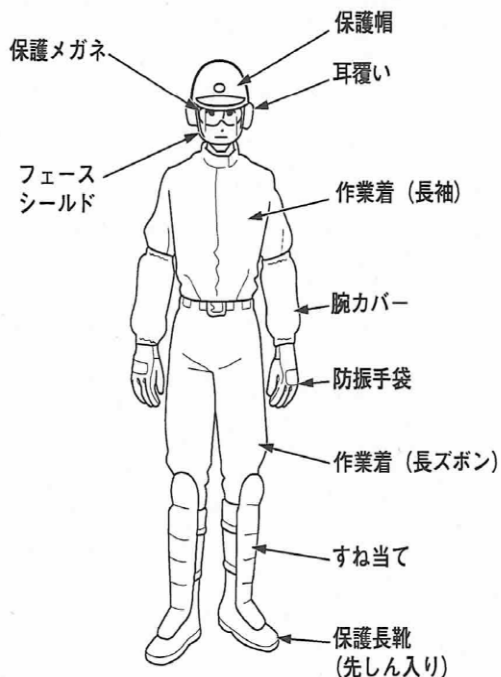
手の保護のため、防振手袋を着用してください。

#### ・ 保護長靴

刈刃部から飛んでくる物から足を保護するため、底に滑り止めのついた保護長靴 (先しん入り) を着用してください。作業靴 (先しん入り) を着用する場合、すね当てを併用してください。

#### ・ 防塵マスク

アレルギー性鼻炎 (花粉症) などの症状が出やすい人は、花粉の吸い込みを減らすため、薬局などで売っている使い捨て防塵マスクの着用をおすすめします。





## 警告

- 本機の保持位置を調整してください。  
本機は肩掛けバンドに取付け、身体の右側に保持します。調整はエンジンを停止し刈刃カバーを付けた状態で、肩掛けバンドの長さを変えて行います。刈刃が地面から約10cmの高さになるように調整してください。

極端に身長の高い人は、本機を正しい位置に保持できない場合があります。刈刃に足がとどく場合、本機を使用しないでください。

- 本機の前後バランスを確認してください。  
エンジンを停止し刈刃カバーを付けた本機を正しい位置に保持し、刈刃を地面から約10cmの高さにします。次に両手をハンドルから離しハンドルにそえるようにして、刈刃の高さが大きく変化しないことを確認します。

刈刃側が浮き上がり、ヒザより高くなる場合は、調整が必要です。このままの状態、本機を使用しないでください。



## ● 作業中

- 作業者を中心に半径 15m 以内の範囲に人や動物を近づけないでください。事前に人や動物がいないことを確認し、近づいてきた場合エンジンを停止し刈刃の回転を止めてください。

作業を補助する人、協同作業を行う人も15m以上離れて作業してください。なお、事前にエンジン停止などの合図を決め、作業時に使用してください。

回転する刈刃に触れると大ケガをします。また、飛散物でケガをするおそれがあります。

- 作業中は、刈刃部をヒザより高く持ち上げないでください。

刈刃部からの飛散物が目や顔に当たる可能性が高くなります。

- 本機が突然に異常な振動を起したら、ただちにエンジンを停止してください。突然の振動は、刈刃などの損傷や、ネジのゆるみなどの故障が考えられます。

故障の原因を調べ、修理するまでエンジンをかけないでください。

- 刈刃に針金などがからまると、針金などがムチのように振り回されます。ただちにエンジンを停止し、針金などを取除いてください。

- 本機を地面に置く前に、エンジンを停止し、刈刃の回転が止まったことを確認してください。

スロットルレバーを戻し、エンジンをアイドリング状態にしても、直後は刈刃が惰性で回転しています。

- スロットルレバーを戻し、エンジンをアイドリング状態にしても、刈刃が回転しつづける場合は異常です。アイドリング回転数の調整が必要です。お買いあげ販売店にご相談ください。

- 刈刃を地面にくい込ませないでください。石などが飛散し飛んでくるおそれがあります。

## 警告

- 刈刃を石、樹木、杭、コンクリート構造物などの硬質固定物に接触させないでください。

刈刃が硬質固定物などの障害物に接触した瞬間、刈刃部がはね返される、キックバックが起こります。キックバックが起こると、本機が思わぬ動きをするため、正常な操作ができなくなるおそれがあります。

また刈刃が損傷したり、障害物が砕けたりして、破片が飛散するおそれがあります。

- 刈刃の動かし方は右から左に操作してください。逆に左から右へ操作するとキックバックにより危険な現象が起きます。この操作はしないでください。

- 刈刃が障害物に接触した場合、ただちにエンジンを停止してください。刈刃の回転が止まった後、刈刃の損傷を点検してください。刈刃にヒビ、曲り、過熱による変色、極端な磨耗など損傷がある場合は、使用できません。

ヒビの入った刈刃を使用すると、刈刃の破片が飛散するおそれがあります。

- 振動と冷えによる傷害について

刈払機を操作する人の体質によっては、指にチクチク・ヒリヒリする痛みを感じ、さらには指先が白くなり感覚がなくなる症状が現われることがあります。これらの症状は、原因が振動と冷えに関係あるとされています。症状の現われる限度が未解明であるため、次の項目をお守りください。

- ・ 刈払機での作業時間を制限してください。

1日の作業を刈払機を使用するものと、他の作業とを組合せ、振動を受ける時間を減らしてください。

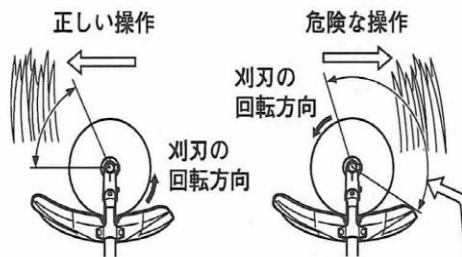
- ・ 身体を温かく保ってください。特に手、手首、腕を温かくしてください。

- ・ 血行をよくするため、ひんぱんに休息をとり、腕の運動を行ってください。

また作業時間内の喫煙は、やめてください。

- ・ 指に不快感、赤み、腫れが現われた場合や、指が白くなったり、指の感覚がなくなったことのある場合は、医師の診察を受けてください。

キックバック



この範囲で刈刃が硬いものに当たると、反動で刈刃が運転者側（自分の方向）へはねかえされます。

- 反復作業による傷害について

一定の反復する動きを長く続けると、反復作業による傷害のおそれが高くなります。傷害の原因を減らすため、次の項目をお守りください。

- ・ 手首を曲げたまま、伸ばしたまま、ひねったままの状態で行わないでください。

- ・ 反復作業の影響を最小限にするため、定期的に休息をとってください。

また反復作業を行うときは、ゆっくりとゆとりをもって作業してください。

- ・ 指、手、手首、腕にズキズキする痛みやマヒを感じた場合は、医師の診察を受けてください。

- (参考) 厚生労働省では、作業者の健康管理のため次のような基準が設けられています。

作業は連続3日を限度として

1回の連続作業時間	30分	以内
1回の連続作業後休憩	5分	以上
1日の作業時間	2時間	以内が望ましい
1週の作業日数	5日	以内
1月の作業時間	40時間	以内

土木課 管理・用地係

Tel 053-576-4545

FAX 053-576-1897

Mail doboku@city.kosai.lg.jp



# 【様式集】

1. 道路河川愛護事業実施計画書
2. 資材支給申請書
3. 道路河川愛護事業実績報告書
4. 自動車等使用報告書
5. 自動車等使用請求書
6. 所有者の明細（車）
7. 所有者の明細（草刈り機）
8. 交付金請求書

※様式がデータで必要な場合は、下記アドレスまで自治会名と様式が必要な旨を入力の上メールしてください。様式データをメールでお送りいたします。

土木課 Mail : [doboku@city.kosai.lg.jp](mailto:doboku@city.kosai.lg.jp)

（宛先）湖西市長

自治会名

自治会長名

### 道路河川愛護事業実施計画書

自治会名	
実施年月日	令和 年 月 日
実施当日の 連絡者名・ 携帯番号等	(市指定の廃棄物搬入先を利用する場合は必ず記入)
実施場所	
参加予定人員	名
作業の内容	
備 考	市有車両借用希望 台
	蓋上げ機 台
	砕石希望（2 t車） 台
	市指定の廃棄物搬入先利用の有無 有 ・ 無

令和 年 月 日

(宛先) 湖西市長

自治会名

自治会長名

## 資材支給申請書

下記道路・河川愛護等維持補修のため、必要資材を支給くださいますよう申請いたします。

### 記

1. 道路・河川名

2. 資材名

3. 使用目的

4. 使用場所

5. 使用予定日 令和 年 月 日

6. 資材仮置場

7. その他

※ 碎石等支給の場合には必ず位置図をつけてください。

様式第2号（第4条関係）

令和 年 月 日

（宛先）湖西市長

自治会名

自治会長名

## 道路河川愛護事業実績報告書

自治会名	
実施年月日	令和 年 月 日
実施場所	
参加人員	名
作業の内容	
備考	

令和 年 月 日

(宛先) 湖西市長

自治会名  
自治会長名

## 自動車等使用報告書

令和 年 月 日実施の道路・河川愛護に使用した自動車等について下記のとおり報告します。

記

自動車等の明細

車 種	台数	備考
大型ダンプ（4 t）	台	
小 型 ダ ンプ	台	
普 通 ト ラ ッ ク	台	
軽 ト ラ ッ ク	台	
草 刈 機	台	
チ エ ン ソ ー	台	
シ ョ ベ ル 系 統	台	
そ の 他	台	
計	台	

※ ショベル系統・その他がある場合は積算資料として写真等使用物がわかるものを添付してください。

令和 年 月 日

(宛先) 湖西市長

住 所  
自治会名  
自治会長名

## 自動車等使用請求書

令和 年 月 日実施の道路・河川愛護に使用した自動車等について下記のとおり請求します。

記

自動車等の明細

車 種	台 数	単 価	計
大型ダンプ (4 t)	台	@ 5, 0 0 0	
小 型 ダ ンプ	台	@ 3, 0 0 0	
普 通 ト ラ ッ ク	台	@ 3, 0 0 0	
軽 ト ラ ッ ク	台	@ 1, 5 0 0	
草 刈 機	台	@ 5 0 0	
チ エ ン ソ ー	台	@ 1, 0 0 0	
シ ョ ベ ル 系 統	台		
そ の 他	台		
計	台		

※ ショベル系統・その他のものは別途積算するため、台数のみ記入し、金額の記入は不要です (その場合は合計も記入しないでください)。







様式第4号（第6条関係）

年 月 日

（宛先）湖西市長

住 所  
自治会名  
自治会長名

## 道路河川愛護事業交付金請求書

年 月 日付けにより、交付金の確定を受けた道路河川愛護事業交付金として  
下記のとおり請求をします。

記

交付確定額

円



## 記入例

令和 6年 5月 1日

(宛先) 湖西市長

自治会名      ○○自治会  
自治会長名    湖西 太郎

### 資材支給申請書

下記道路・河川愛護等維持補修のため、必要資材を支給くださいますよう申請いたします。

#### 記

1. 道路・河川名      ○○地区内道路
2. 資材名            碎石    2台
3. 使用目的          非舗装道路の補修
4. 使用場所          地図に明記（別紙添付）
5. 使用予定日        令和 6年 5月 15日
6. 資材仮置場        ○○地区集会所 駐車場
7. その他

※ 碎石等支給の場合には必ず位置図をつけてください。

# 記入例

様式第2号（第4条関係）

令和 **6**年 **6**月 **1**日

（宛先）湖西市長

自治会名    〇〇自治会  
自治会長名   湖西 太郎

## 道路河川愛護事業実績報告書

自治会名	〇〇自治会
実施年月日	令和 <b>6</b> 年 <b>5</b> 月 <b>15</b> 日
実施場所	〇〇地区の道路及び側溝水路等
参加人員	<b>73</b> 名
作業の内容	<b>側溝水路の土砂除去</b> <b>路肩・水路脇の雑草・雑木の刈払い</b>
備考	

# 記入例

令和 6年 6月 1日

(宛先) 湖西市長

自治会名 ○○自治会  
自治会長名 湖西 太郎

## 自動車等使用報告書

令和 6年 5月 15日実施の道路・河川愛護に使用した自動車等について下記のとおり報告します。

記

自動車等の明細

車種	台数	備考
大型ダンプ(4t)	台	
小型ダンプ	<b>2</b> 台	
普通トラック	<b>2</b> 台	
軽トラック	<b>1</b> 台	
草刈機	<b>10</b> 台	
チェーンソー	<b>2</b> 台	
ショベル系統	台	ショベル系統・その他がある場合は積算資料として写真等使用物がわかるものを添付してください。
その他	台	
計	<b>17</b> 台	

## 記入例

市民課に提出した口座の住所  
と同じ住所（要注意！）

令和 **6**年 **6**月 **1**日

（宛先）湖西市長

住 所 **湖西市〇〇123-4**  
 自治会名 **〇〇自治会**  
 自治会長名 **湖西 太郎**

### 自動車等使用請求書

令和 **6**年 **5**月 **15**日実施の道路・河川愛護に使用した自動車等について下記のとおり請求します。

記

自動車等の明細

車 種	台 数	単 価	計
大型ダンプ（4 t）	台	@ 5, 0 0 0	
小 型 ダ ン プ	<b>2</b> 台	@ 3, 0 0 0	<b>6. 0 0 0</b>
普 通 ト ラ ッ ク	<b>2</b> 台	@ 3, 0 0 0	<b>6. 0 0 0</b>
軽 ト ラ ッ ク	<b>1</b> 台	@ 1, 5 0 0	<b>1. 5 0 0</b>
草 刈 機	<b>10</b> 台	@ 5 0 0	<b>5. 0 0 0</b>
チ エ ン ソ ー	<b>2</b> 台	@ 1, 0 0 0	<b>2. 0 0 0</b>
シ ョ ベ ル 系 統	台		
そ の 他	台		
計	<b>17</b> 台		<b>20. 5 0 0</b>

※ ショベル系統・その他のものは別途積算する。



# 記入例

## 所有者の明細

(提出先：土木課)

所有者名 (草刈機)	所有者名 (草刈機)	所有者名 (草刈機)
<b>湖西 三郎</b>		
<b>新居 太郎</b>		
<b>鷺津 一郎</b>		
<b>新所原 五郎</b>		
<b>山田 太郎</b>		
<b>佐藤 二郎</b>		
<b>鈴木 三郎</b>		
<b>浜松 四郎</b>		
<b>豊橋 五郎</b>		
<b>静岡 一郎</b>		
<b>(チェンソー)</b>		
<b>湖西 二郎</b>		
<b>新居 二郎</b>		



# 記入例

様式第4号（第6条関係）

令和 **6**年 **6**月 **2**日

（宛先）湖西市長

**湖西市〇〇123-4**

自治会名 **〇〇自治会**

自治会長名 **湖西 太郎**

## 道路河川愛護事業交付金請求書

令和 **6**年 **6**月 **2**日付けにより、交付金の確定を受けた道路河川愛護事業交付金として下記のとおり請求をします。

記

交付確定額 **20,500** 円

## 公園愛護活動について

### 【依頼時期】

令和6年4月から令和7年3月

### 【要 旨】

地域住民の参加による公園愛護活動の実施をお願いします。

## 「自分たちの公園は、自分たちの手で！」

公園や緑地は、市民の皆様がレクリエーションや憩いの場として利用する、大切な地域の財産です。

地域の皆様が、安全で快適に公園を利用していただくためには、行政主導型の公園管理では解決できない問題も増えていることから、市では、地域と行政の協働とパートナーシップによる公園管理を進めています。

### 公園の現状と課題

市内の公園は、現在140ヶ所ほどで、公園の規模や環境、利用状況など、公園をとりまく状況も様々となっています。

公園は、誰もがいつでも自由に利用できる公共施設ですが、施設の破損やごみの散らかしなど、最低限のルールを守らない人も増えてきています。

迷惑行為をしても誰か（行政）が後始末をしてくれるので、自分たちには関係ないことだと考える人も多く、「地域の財産」「自分たちの公園」という認識が欠けているようにも感じます。

### 公園管理と市民参加

公園は、地域の皆さん共有の財産です。

市では「自分たちの公園は、自分たちの手で！」を合言葉に、公園の清掃や除草、ゴミ処理やトイレ清掃などの日常的な管理につきまして、市民の参加をお願いします。現在、公園周辺にお住まいの方や公園を利用されている方などが中心となって、自治会や町内会等の団体にご協力いただいております。

### これからの公園の管理

日本の公園は、元々は町の井戸端会議や鎮守の森の子供の遊び場として始まったもので、日常生活に密着したものでした。そのため、そこには常に地域の目があり、住民の手が存在していたことから、これらの場所は、地域の財産として、いつも美しく安全に保たれていたものです。

そのため、これからの公園管理では、行政主導型から住民参加型へのシフトが必要だと考えています。

地域住民と行政の協働とパートナーシップによる連携により、地域の方々が自主的に公園管理に参加し、公園を守り育てることで公園への愛着が生まれます。

また、地域住民が日常的に管理をしている姿を、子供たちだけでなく多くの市民の方々の見ることにより、公園に対する愛護精神が高まることも期待されます。

また、これらの活動を通して、地域コミュニティーの場としての活用も期待されるものです。

「自分たちの公園は、自分たちの手で！」を合言葉に、地域の公園を守り育てる公園愛護活動に参加してみませんか？

## 公園愛護活動の概要

1. 参加団体 自治会に所属している有志及び団体  
(老人クラブや趣味のサークルなど)
2. 管理業務 ①公園の清掃及び除草等  
②公園ゴミの処理  
③遊具等の異常通報（異常発見時の通報）  
④トイレ管理（清掃・トイレトーパー補充）  
※管理作業報告書等を提出していただきます。
3. 委託契約 委託契約を締結します。（原則は、公園のある自治会）
4. 委託料 委託契約の内容に応じて、委託料をお支払いします。  
(基準額+公園面積加算+トイレ加算)
5. その他 本年度から参加される団体の活動は、予算の都合上、10月以降となります。
6. 申込方法 本年度からの参加をお願いできる団体は、7月末までに土木課へ申し出てください。

追伸 現在参加されているほとんどの団体は、委託料を団体の活動費に充てています。

土木課 管理・用地係
Tel 053-576-4545
FAX 053-576-1897
Mail doboku@city.kosai.lg.jp

## プロジェクト「TOUKAI-0」耐震関係の補助制度について

■大規模地震から生命や財産を守るため、昭和56年5月以前に建築された住居用に使用される木造住宅の無料耐震診断や、耐震補強に関する補助を行っています。

### 【木造住宅の無料耐震診断】

**対象** 無料耐震診断を一度も受けていない住宅

**内容** 市から委託された専門家による無料の耐震診断

※無料耐震診断は令和6年度で終了します

### 【木造住宅の耐震改修の補助】

**対象** 倒壊の恐れがあると診断された住宅について、耐震補強を計画しそれに基づく耐震補強工事を行う場合

**内容** 最大100万円を補助※条件により補助費増額の場合あり

### 【木造住宅の除却の補助】

**対象** 倒壊の恐れがあると診断された住宅を除却する場合

**内容** 最大30万円を補助※条件により移転費も最大10万円を補助

■道路沿いのブロック塀などの撤去に対して補助制度があります。その中でも、防災上重要な道路沿い（湖西市緊急輸送路沿道）のブロック塀には、補助制度を拡充しています。

### 【緊急輸送路に面したブロック塀など】

**対象** ①ブロック塀などの撤去費用

②ブロック塀などを撤去し、新たにフェンス等を設置する費用

③ブロック塀などを撤去し、新たに生け垣や植え込みを設置する費用

※②と③は併用不可

**内容** ① 1敷地で最大13万2千円

② 1敷地で最大8万円

③ 1敷地で最大16万4千円

### 【緊急輸送路以外の道路に面したブロック塀など】

**対象** ブロック塀などの撤去費用

**内容** 1敷地で最大10万円

※詳しくは別紙チラシをご覧ください

建築住宅課

Tel 053-576-4549

Mail kenchiku@city.kosai.lg.jp

プロジェクト

# TOUKAI〔東海倒壊〕-0

木造住宅の耐震化を促進しています！

【対象は昭和56年以前の木造住宅】

まずは、わが家の専門家診断  
(無料の耐震診断)

0円

お急ぎ下さい！

令和6年度までで終了します。

電話だけで申込OK！窓口でも受付OK！

倒壊の危険性が  
ある場合は

補助制度を活用しましょう！

耐震改修補助  
(計画工事一体型)

最大  
120万円

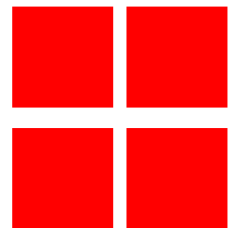
除却事業補助 + 移転事業補  
※移転事業は高齢者世帯等に限る

最大  
30万円

最大  
10万円

湖西市では、静岡県と連携して、木造住宅耐震化プロジェクト「TOUKAI(東海・倒壊)-0」を実施しています。

- 耐震診断は無料で受けられます(令和7年3月まで)
- 耐震補強工事等に補助金が出ます(令和8年3月まで)



お問い合わせ

湖西市建築住宅課(053-576-4549)まで(市役所庁舎3階)

# わが家の耐震診断 申込書

## 【申込について】

- ①申込資格 湖西市内で昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅
- ②申込方法 住所、氏名、電話番号、建築時期などを下記に記入して、窓口へ提出して下さい。

お電話でも受付しておりますので、下記問合せ先までご連絡下さい。

問合せ先：湖西市役所 都市整備部 建築住宅課

**TEL : 053-576-4549** FAX : 053-576-1897

無料です！

申込日	年	月	日
住 所			
氏 名			
電話番号	繋がり易い時間帯		
建築時期	明治・大正・昭和	年築	・ 不 明
建築場所	湖西市	所有の有無	本人・その他
動機	広報・市役所だより・DM・HP・その他 ( )		

## 【我が家の耐震診断についての注意事項】

申込後、静岡県耐震診断補強相談士の資格を持つ専門家(市内の建築士等)から、診断の日程を調整するための連絡があり、ご都合がつく日程を相談していただくこととなります。

耐震診断は、壁の位置を確認するために住宅内を見せていただきます。また床下や屋根裏の状況を確認することもあります。

建物の建築確認に関する書類がありましたら、調査時間が短縮することができますので、診断日までにご用意願います。

# 「湖西市緊急輸送路沿道ブロック塀等 安全確保事業費補助金制度」のご案内

地震等による災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、**湖西市緊急輸送路沿道の危険なブロック塀等の安全対策を行う場合は、以下の補助をします。**

※危険なブロック塀等とは倒壊のおそれのある、コンクリートブロック塀、石塀、れんが塀その他これらに類する塀のことです。本事業は組積造の塀のみ補助対象としており、万年塀、コンクリート製の塀は補助対象外です。

## ■補助内容、補助金の額

- ブロック塀等の**撤去**をする場合
  - ・補助金額 撤去にかかる経費と市算出費用とを比較して、いずれか少ない額の**3分の2以内で、1敷地13万2千円を限度とする。**
- ブロック塀等を撤去し**新たにフェンス等を設置する**場合
  - ・補助金額 設置にかかる経費と市算出費用とを比較して、いずれか少ない額の**3分の1以内で、1敷地8万円を限度とする。**
- ブロック塀等を撤去し**新たに生け垣や植え込みを設置する**場合
  - ・補助金額 設置にかかる経費と市算出費用とを比較して、いずれか少ない額の**3分の2以内で、1敷地16万4千円を限度とする。**  
※静岡県が掲げる「豊かな暮らし空間創生住宅地認定等要綱に基づく緑のいえなみ整備基準」を満たし生け垣等を設置する場合に限りです。

## ■補助対象となるブロック塀等

- ・湖西市が地域防災計画に位置づけた、緊急輸送路に面するブロック塀等  
※緊急輸送路とは災害時の緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、国道 301 号線や県道3号線などが該当します。詳しくは、建築住宅課窓口にて確認ください。
- ・地震等で倒壊の恐れがあると判断されるもの
- ・ブロック塀の場合は、原則4段以上のもの
- ・高さは、地盤から0.6mを越えるもの(ブロック塀以外)
- ・長さは、概ね3m以上のもの

## ■補助の条件

- ・ブロック塀の場合は全部を撤去
- ・改善する場合は、フェンスや生け垣等安全なものにすること。
- ・塀の改修に際しては、建築基準法上の道路の内には築造しないこと

## ★事前相談及び問い合わせ先

湖西市役所 都市整備部 建築住宅課

〒431-0492 湖西市吉美 3268 TEL:053-576-4549 FAX:053-576-1897

# 「湖西市ブロック塀等 撤去事業補助金制度」のご案内

湖西市では、地震等による災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、危険なブロック塀等の撤去を行う場合に、補助金を交付しています。

※危険なブロック塀等とは構造上倒壊のおそれのある、コンクリート塀、石塀、れんが塀その他これらに類する塀(フェンスその他これらに類するものとの混用の場合を含む。)及び門柱のことです。

## ■ 補助対象となるブロック塀等

- ・ 公衆の用に供されている道路に接するもの
- ・ ブロック塀の場合は、原則4段以上のもの
- ・ 高さは、地盤から0.6mを越えるもの(ブロック塀以外)
- ・ 長さは、概ね3m以上のもの(門及び門の袖等についてはこの限りではない。)

**※ご注意ください！！**

**補助金交付決定前に、ブロック塀等の撤去に着手した場合は、補助金の交付が受けられません。必ず着工前に建築住宅課と相談のうえ、補助金の交付申請をしてください。**



## ■ 補助の条件

- ・ ブロック塀の場合は全部(基礎、土留め部分を除く)を撤去すること。
- ・ 改修する場合は、安全な塀にすること。
- ・ 塀の改修に際しては、建築基準法上の道路の内には築造しないこと。

## ■ 補助内容、補助金の額

当該事業に要する経費と除去するブロック塀等の延長に1mあたり8,900円を乗じて得た額と比較して、いずれか少ない額の1/2以内とし、かつ一敷地につき100,000円を限度とする。

## ★事前相談及び問い合わせ先

湖西市役所 都市整備部 建築住宅課

〒431-0492 湖西市吉美 3268 TEL:053-576-4549 FAX:053-576-1897

湖西市 Web サイト

→トップページより「ブロック塀」とサイト内検索

「ブロック塀などの撤去・改善に対する補助金」をクリック



## 青少年補導員の推薦について

青少年を健全に育成するためには、家庭・学校・地域が力を合わせ、正しい愛情をもって地域の子どもたちを見守り、非行や犯罪の大きな原因である「孤独」という状態を防止することが必要です。

湖西市青少年育成センターでは、青少年の非行を未然に防止し、青少年の健全な育成を図ることを目的に、地区から推薦された方々を中心とした48名に「青少年補導員」を委嘱し、市内8地区に分かれて月1～2回地区内を巡回しています。地域内を定期的に巡回することにより、地域全体の防犯効果も期待されています。

青少年育成センターの活動についてご理解いただき、補導員の推薦をお願いいたします。

### ●依頼時期

令和6年11月頃（提出期限は令和7年1月末を予定）

### ●任 期

令和7年5月1日 から 令和9年4月30日 までの2年間

### ●依頼人数

地 区	推薦依頼人数	現在の補導員の選出方法
鷺津東	7人	表鷺津2人、鷺津3人、河美2人
鷺津西	3人	古見、川尻、その他 各1人
白須賀	4人	P T A経験者から推薦（2人交代、2人再任）
新 所	3人	自治会長が推薦
岡 崎	7人	上ノ原、新所原、岡崎、大森、梅田 各1人、南上の原2人
入 出	4人	P T A経験者から推薦
知波田	3人	青平、大知波、利木・横山 各1人
新 居	4人	新居中央、新居南部、浜名、中之郷 各1人

### ●そ の 他

- ・地区からの推薦者以外に、市内学校の先生方が青少年補導員として活動します。
- ・青少年補導員には、活動に応じて謝礼が支払われます。

湖西市青少年育成センター  
(スポーツ・生涯学習課内)  
TEL 053-576-4793  
FAX 053-576-1237  
mail skyoiku@city.kosai.lg.jp

## 消防団員の募集活動について（お願い）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

消防団活動の運営につきましては、平素から格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、近年、風水害等の自然災害が各地で発生し、地域の皆様から消防団に寄せられる期待は益々高まる一方で、人口減少、少子高齢化等、消防団を取り巻く環境が大きく変わり、消防団へ入団してくれる若者が減少し、消防団員の募集活動が困難な状況になっています。

つきましては、消防団が継続的に地域防災力の中核的な役割を果たすためには、自治会長をはじめ関係される皆様のご理解とご協力が不可欠であり、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

### 【参 考】

<b>【入団の資格は】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・市内に居住、勤務、通学する方</li><li>・18歳以上の方</li><li>・心身ともに健康な方</li></ul>	<b>【入団後の処遇】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・階級に応じた年額報酬、出勤手当を個人へ支給</li><li>・負傷時の公務災害補償制度</li><li>・退職報償金（一定期間以上勤務）の支給</li></ul>
<b>【平常時の主な活動】</b> <p>月例訓練（訓練礼式・放水訓練・機関員訓練・震災対策訓練・救急訓練ほか） 火災予防広報（防火パレード・夜警パトロール） 行事（入退団式・出初式・総合防災訓練・地域防災訓練・津波避難訓練・地元行事）</p>	
<b>【災害時の活動】</b> <p>火災・風水害・大規模災害等</p>	

### 【担当】

消防総務課 小幡・伊田

電話 574-0214

FAX 576-3679

## 令和6年度社会福祉協議会一般会費（世帯）納入のお願い

社会福祉協議会一般会費の納入にご協力をお願いいたします。

※会費納入については、指定口座への振込みにてお願いいたします。

### 【要 旨】

湖西市社会福祉協議会は、「誰もが自分らしく、安心して、しあわせに暮らせる社会」を目指し、地域福祉の推進に取り組んでいる民間の福祉団体です。地域の皆さまからのご協力によって支えられ、各種活動を行っています。つきましては、各世帯から納入される会費についてご協力をお願いいたします。

【会 費】 社会福祉協議会一般会費（年会費）1世帯500円

【納入期限】 令和6年6月28日（金）

### 【納入方法】

各自治会で取りまとめていただき、指定口座へお振込みください。また、一般会費を納入された世帯には、社会福祉協議会「一般会費」納入のお礼・領収書の配付をお願いいたします。  
※振込にかかる手数料については、集めていただいた会費より支出してください。

### 【振込先金融機関】

①とびあ浜松農業協同組合鷺津支店 普通 No.39818

口座名義 社会福祉法人湖西市社会福祉協議会 会長 もりのぶお 森宣雄

②静岡銀行湖西支店 普通 No.2669

口座名義 社会福祉法人湖西市社会福祉協議会 会長 もりのぶお 森宣雄

【その他】 詳細については、4月12日配付の資料（手提袋内）をご確認ください。

（事務局）

社会福祉法人湖西市社会福祉協議会

湖西市新居町浜名 643-1

担当：総務企画係 鈴木雄也

TEL：594-5511 / FAX：543-5567

E-mail：shakyo@kosai-sk.or.jp

## 令和6年度赤い羽根共同募金（一般募金・歳末たすけあい募金）運動における 戸別募金のお願い

赤い羽根共同募金（一般募金・歳末たすけあい募金）運動における戸別募金（各世帯へ  
お願いする募金）のご協力をお願いいたします。

### 【要 旨】

共同募金は、皆さんのたすけあいの心に支えられた福祉活動で、ボランティア活動や地区  
社会福祉協議会の活動助成のほか、社会福祉施設・団体への機器整備や事業費への助成など  
に役立てられている地域福祉の推進を目的とした募金です。

【募金目安額】・一般募金 1世帯300円

・歳末たすけあい募金 1世帯200円

※募金の使いみちや用途の変化（一般募金↑歳末たすけあい募金↓）に伴い、  
令和6年度より、各募金における1世帯あたりの募金目安額を以下の通り変更。

○一般募金：R5年度まで 1世帯200円 ⇒ R6年度から 1世帯300円

○歳末たすけあい募金：R5年度まで 1世帯300円 ⇒ R6年度から 1世帯200円

【事前説明会】共同募金運動説明会

9月上旬 予定

※日程・会場については、正式決定後、各自治会長様宛てに文書案内します。

【納入期限】令和6年11月29日（金）

【納入方法】

一般募金・歳末たすけあい募金に分けて、各自治会で取りまとめをお願いいたします。

【その他】詳細については、9月上旬に予定している共同募金運動説明会にてご説明します。

（事務局）

湖西市共同募金委員会

（社会福祉法人湖西市社会福祉協議会）

湖西市新居町浜名 643-1

担当：総務企画係 鈴木雄也

TEL：594-5511 / FAX：543-5567